



Lloyd's Register
Energy

〒220-6009
横浜市西区みなとみらい 2-3-1
クイーンズタワー A 9F
電話: 045-682-5252 FAX: 045-682-5253

W03566920 号-1

日本原燃株式会社 殿

2014年3月12日

ロイド・レジスター・ジャパン(有)

代表取締役 野井伸悟



2013年度 第2回定期監査 報告書

(その1) 再処理事業部の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒089-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付4-108
監査名	2013年度 第2回定期監査
監査対象部門	(その1) 再処理事業部
監査場所	日本原燃株式会社 再処理事業所(六ヶ所村)
監査実施日	2014年1月23日～24日、および1月27日
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン)

2. 2013年度 第2回 定期監査の視点

2.1 背景、および、これまでの状況

ロイド・レジスター・ジャパン(以下、LRJと記す)は、日本原燃(株)殿(以下、JNFLと記す)に対して、2004年度第1回定期監査以来、年2回の頻度で、定期監査を実施してきた。これまでの一連の監査では、「品質保証体制の改善策(小分類レベルで32項目)(以下、「改善策」と記す)」および、2009年1月に再処理工場での「高レベル廃液の漏洩」事象を受けて策定された「安全基盤強化に向けたアクションプラン(※)(以下、「アクションプラン」と記す)」の実行状況とPDCA展開状況に焦点を当て続けると共に、各部門の日常的な品質保証活動が改善策の成果を反映して適切に実施されていることの確認に注力してきた。

Lloyd's Register, its affiliates and subsidiaries and their respective officers, employees or agents are, individually and collectively, referred to in this clause as the 'Lloyd's Register Group'. The Lloyd's Register Group assumes no responsibility and shall not be liable to any person for any loss, damage or expense caused by reliance on the information or advice in this document or howsoever provided, unless that person has signed a contract with the relevant Lloyd's Register Group entity for the provision of this information or advice and in that case any responsibility or liability is exclusively on the terms and conditions set out in that contract.

2009年度以降、「アクションプラン」の総括に至るまでの活動、改善策の成果を反映した日常活動、および一般QMS(品質マネジメントシステム)の対応状況等の継続テーマに加え、再処理事業部のしゅん工を見据え、組織の管理・運営をよりきめ細かく行えるよう「ミニ工場化」と呼ばれる組織の再編成に伴う活動、ヒューマンエラーが関与したトラブルに対する改善活動についても監査を行った結果、これらの活動は、おおむね確実に実践・実行されていることを確認した。

※：品質保証室、濃縮事業部および埋設事業部は、水平展開という位置づけでアクションプランに対応していた。

2013年度 第1回の監査では、前回までの監査テーマを基に、これまで長期に亘り継続的、かつ、自律的に展開してきた「改善策」を構成する主要テーマの活動、ならびに一般QMSに係る諸活動を監査対象とした。

2.2 2013年度 第2回定期監査の対応方針

今回の監査は、2013年度 第1回の監査項目を踏襲しつつ、併せて約10年前に策定された小分類レベルで32項目となる個別「改善策」の項目が風化せず、着実に実践・実行されているか否かの確認を追加した。

再処理事業部に対しては、これらを考慮した2013年度 第2回第三者監査での注力事項を表1のように計画した。但し、再処理事業部に対する監査に際しては、表1中の「監査実施項目」のうち、「監査対象(○印)」を監査した。

表1 2013年度 第2回定期監査の注力事項(再処理事業部)

	監査実施項目	監査対象
(I) 32項目の「改善策」の実行状況		
①	個別「改善策」項目の継続・定着状況の確認(32項目「改善策」の担当部門)	○
(II) 「改善策」を構成している主要テーマ		
②	トップマネジメントによる品質保証の徹底(マネジメントレビュー)	○
③	品質マネジメントシステムの改善に関する関連規定類への反映	○
④	教育・訓練の実施および有効性評価	○
⑤	社内外とのコミュニケーションの確立	○
(III)一般QMSに係る活動状況		
⑥	トラブル/不適合事象の再発防止対策の取り組み状況	○
⑦	内部監査の実施状況	○
⑧	前回監査時の提言事項フォローアップ状況	○

(注1) : ⑥の監査項目については、「協力会社の活動」も対象とする。

3. 監査の態様

監査は文書監査と実地監査で構成した。

3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・判定基準等が適切に文書化されていることの確認が一般的である。但し、今回の監査では、詳細な内容把握が必要な規定類が実地監査の過程で提示された場合のみ、文書監査を行うこととした。

3.2 実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証すると共に、「PDCA 展開状況」の評価を行うものである。実地監査では、準備された状況を見るのでは意義が薄く、「実態を把握すること」が重要である。従って、実行の証を示すエビデンスの探索にある程度の時間を要したとしても、可能な限り抜き打ち性に注力した。

4. 監査の基準

客観的な判定・評価を行うために、監査基準を定めておくことが必要である。このたびの監査では、下記の文書を監査基準とした。なお、一部にLRJの知見を活用した。

- ◆ JNFL 全社品質保証計画書、および下位の社内標準類
- ◆ JEAC4111-2009（日本電気協会）【諸活動の底流として】

5. 監査結果の評定

監査は事務局で決めていただいた部署の単位で実施した。あらかじめ計画された監査時間に応じて、被監査部署によっては、監査対象テーマの一部が省略されている場合がある。なお、該当すれば、次の事項を提起することとした。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考として提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。

6. 監査員

監査では客観性を重視して2名1組のチームで対応し、1名が司会進行役を務めた。

7. 監査結果

再処理事業部に対する注力事項は、上記 2.2 項 表 1 に示した通りであり、この度の被監査部署は 6 部署であった。

監査結果を添付 1 に、今回の監査における提言事項を添付 2 に、監査日程と出席者を添付 3 に示す。

総合所見は、下記の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあるが、大綱的には実態を捉えていると見ていただきたい。

(1) 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

監査では、口頭説明ではなく活動状況を示すエビデンスの提示を求めた。時間の制約範囲において、2.2 項の表 1 の内容を可能な限り監査した結果、「指摘事項」、および「観察事項」は観察されなかった。2 件の「提言事項」を提起したので、ご検討いただければ幸いである。

(2) 各注力事項に対する個別所見

①個別「改善策」項目の継続・定着状況の確認 <品質目標の設定>

個別「改善策」に該当する項目として、「品質目標の設定」がある。再処理事業部の各部署では、品質方針に基づく品質目標が設定され、その実行状況がマネジメントレビューにて検証されている。

今回の全ての監査対象部署にて、品質目標に挙げられた活動項目は、的確に管理・運営されており、完全に定着した活動となっている。

現在、再処理事業部の喫緊の課題は、新規制基準の適合審査合格に向けての活動であろう。計画 G は、その取りまとめ部署として、規制委員会が審査過程で提起した諸課題への対応活動や進捗工程管理など、幅広い活動に対してきめ細かい管理を行っている。

また、しゅん工を視野に入れ、ミニ工場化に向けて解決を要する事項である「課長管理スパンの適正化」検討が行われ、運転担当課長の設置に向けた検討が行われている。

②トップマネジメントによる品質保証の徹底(マネジメントレビュー)

品質保証課は、事業部長レビューおよびマネジメントレビューの事務局であり、会議の運営、資料準備、および社長からの指示事項に対するきめ細かいフォロー活動を実施しており、完全に定着した活動となっている。

③品質マネジメントシステムの改善に関する関連規定類への反映

品質保証標準類の整備に関しては、記載内容を「マネジメント文書」と「マネジメント文書以外」に分離することにより文書区別の明確化と文書体系のスリム化を図ることを目標に活動が行われている。現在、多数の細則を統合する方針のもとで活動が着実に進捗しつつある。なお、当該作業は、多大な時間と要員を要するものであるが、再処理事業部にとって業務の効率化やトラブル低減に資する有効な活動であると考えられることから、今後の着実な進展を期待する。

品質保証課は、新規制基準に対応した全社共通の「品質保証計画書」の下位標準類となる再処理事業部固有の要求事項を取りまとめた「運用要則」の立案・策定の中心的な役割を担っている。

また、今回の監査対象部署が管理している標準類に対しても、新規制基準を考慮した新規作成や改正作業が実施されていることを確認した。最新版管理も確実に実施されており、良好なPDCA展開がなされている。

④教育・訓練の実施および有効性評価

計画Gでは、社員の専門性や人材タイプを考慮した定期的な異動ローテーションを通して、技術力の向上や専門性を高めようとする中長期的な人材育成を計画している。各部署では、教育訓練基本計画に基づく教育訓練個別計画が策定され、コア技術の維持・向上に係る教育や重点取り組み項目に対する育成ビジョンが明確にされている。また、教育実施後における有効性評価も確実に実施されていることを確認した。これらの活動状況より、「品質保証体制の改善策」の主要テーマである「教育・訓練の実施および有効性評価」が、現在に至っても風化せず、確実に受け継がれていると言える。

⑤社内外とのコミュニケーションの確立

いずれの被監査部署においても、課内および部内会議は定例化されており、業務内容の伝達や情報共有は確実に行われている。

また、協力会社との間でも月間工程会議や意見交換会などの必要な会議体が確実に開催されている状況を確認できた。これに加えて、協力会社を交えたスポーツ大会および懇親会を開催している部門もあり、社内はもとより協力会社との間も含め、良好な親睦を図る機会になったものと評価する。

協力会社との密なる連携を図る活動としては、計画Gが事務局を務める再処理企業協議会や品質保証課が事務担当の品質保証連絡会がある。定期的に開催され、協力会社からの意見・要望を積極的に聴取する取り組みが定着している。

本テーマも「品質保証体制の改善策」の主要テーマであり、現在に至ってもその活動は、確実に受け継がれていると言える。

⑥トラブル/不適合事象の再発防止対策の取り組み状況

発生したトラブル／不適合事象に対する不適合処理票の起票から発生原因の特定、是正処置および予防処置の有効性レビューに至る一連の活動は、いずれの部署においても確実に実施されている。当該活動全般に亘って、気がかりな事項は観察されない。

また、2012年度の現場におけるトラブル多発を受け、第三者チェックチームによる現場作業調査が活動状況の把握に有効との評価により、2013年度においても本活動は実施予定である。次回監査時にその活動の効果を確認したい。

トラブル／不適合事象の低減を図る目的で人的過誤による不適合の要因分析方法の説明会が定期的に開催されている。今回対象とした事例は、直近に発生した不適合に対する分析活動の一助として実施されたものであり、タイムリーな取組みである。

この他、品質保証課によるリスク抽出・業務整理に係る業務改善リストの集約など、これまでの活動が継続して実施されている状況を確認した。

⑦内部監査の実施状況

保安監査課メンバーは自部門以外の全ての部署の内部監査および調達先監査に対して主体的に対応している。監査実施に先立って、監査チームが作成した確認事項を被監査部署に事前に配布し、必要事項の記入を依頼している。その回答をもとに監査チームによる事前の打合せが行われる等、有益な監査となるための努力が払われている。監査において提起された指摘事項および要望事項も妥当なものであり、当該内部監査は再処理事業部各部署の品質保証システムの維持・向上に寄与しているものと評価できる。

⑧前回監査時の提言事項フォローアップ状況

前回監査時の提言事項のフォローアップ状況を聴取した結果、適切な対応が行われていることを確認した。

8. 終わりに

今回の監査の結論として、個別「改善策」項目、「改善策」を構成している主要テーマおよび一般 QMS に係るいずれの活動も風化せず、定着した活動になっていると判断できる。

「改善策」項目として、品質目標の設定とその実践活動、自己アセスメントとしての品質保証部(現在の名称)の活動、独立アセスメントとしての安全管理部(現在の名称)の活動、および各種会議体の活動については、いずれも風化・形骸化の兆候は観察されず、完全に定着した活動となっていることを確認した。

「改善策」を構成している主要テーマについても、マネジメントレビューを始めとし、品質保証標準類の整備、種々の教育・研修会の実施、および協力会社を含む社内外とのコミュニケーション等、いずれも定着し、多くの場面で PDCA 展開が図られている状況を観察できた。

また、一般 QMS に係る活動であるトラブル／不適合事象の再発防止対策や内部監査についても確実に実施されており、再処理事業部の品質保証システムの維持・向上に対して効果的に機能しているものと判断できる。

以上の結果を総合的に判断した場合、再処理事業部の品質保証体制は、おおむね成熟域にあると捉えることができる。

ところで、今回の監査は通算 20 回目となり、初回開始時より、まる 10 年が経過したことになる。当初のトラブル事象発生からの時間の経過は、JNFL 殿においては「トラブル事象を知らない社員層」の増加をもたらしている。

すなわち、このような社員層の方々に、これまでに生じた事象とその原因、それに対する対応策、およびそこから得られた教訓等を、長期に亘り、継続的に語り継ぐことが同様の事故の再発防止を図る上で重要であると考える。

これと関連し、再処理事業部内の内部監査において、「調達管理」に係る提言コメントが数多く提起されている。これらの提言事項は現時点において、重大な問題を誘起するものではないが、しゅん工が視野に入ってきたこの時期に、「改善策」策定のトリガーとなった「調達管理プロセス」遵守の再徹底を図る取り組みは、これまで長期に亘り改善を継続してきた再処理事業部の品質保証システムをより確かなものにする活動として極めて有益であると考える

最後に、このように成熟域にある活動を今後とも維持・継続するためには、地道であるが、JNFL 殿の業務に係る全ての要員(協力会社を含む)に対して、先ず、「決めたルールを守る。そして、ルールに不備・不足が観察されたら改善する(PDCA)。そして、その改善されたルールを守る」ことを説き続けることが基本であると考える。

なお、すべての被監査部門の監査結果を踏まえた総合所見は、全体総括編(W03566920-0)に記載するので、参照していただきたい。

以上

添付 1

2013 年度 第 2 回定期監査結果

(再処理事業部)

被監査組織ごとの監査結果を記載した。サブタイトルに付した()内の番号は、本文 2.2 項の表 1 の番号に対応している。
添付 1 には、前回監査時点での「提言事項（ユーティリティ課）」のフォローアップ状況を含む。

2013年度 第2回定期監査 部門別 監査結果（「再処理事業部」No.1）

被監査部門	再処理計画部 計画グループ	
監査実施日	2014年 1月 23日	N
(実地監査)	(参照文書・記録等)	
(1)個別「改善策」項目の継続・定着状況の確認 <品質目標の設定>		
◆原子力規制委員会に対する新規制基準の適合審査申請に先立ち、安全協定に基づく地元への説明が文書①により行われた。地元了解を得た後、平成26年1月7日に安全審査の申請が行われていることを確認した。		
◆再処理事業部では、再処理施設関係の新規制基準への審査体制(文書②、文書③)が検討されている。計画Gは、規制委員会が審査過程で提起する諸課題への対応活動のとりまとめ部署として、進捗工程(文書④)や審査会合・ヒアリングにおける論点への対応(文書⑤)等のきめ細かい管理を行っていることを確認した。		
◆ミニ工場化に向けての主要な課題であった「課長管理スパンの適正化」への対応として運転担当課長の設置の検討が行われている。本件に対する意見聴取が関連部門に対して行われ、最終的な施設課の体制として運転と保全を一元的に管理する体制の検討が進められている(文書⑥)。		
◆しゅん工と本格操業への取組みに関連し、「再処理工場の安定した運転に関する課題と見通し」に関する外部機関の自主研究への協力が行われた。「安定運転」とは『当該設備・機器の性能を安定に維持し、それに基づき、所定の期間を運転し所定の処理量を達成すること』と定義された。技術的評価の結果、報告書(文書⑦)において、設備の機能、運転員の技術力の維持に関する取組みや操業開始事項の運転計画の検討、先行施設の不具合情報の取り込み等の安定運転実現に向けての準備が整っているとの評価がなされたことを確認した。		
(3)品質マネジメントシステムの改善に関する関連規定類への反映		
◆計画Gは、「調達管理要領」の管理部門である。2012年に品質保証部から管理を引き継いで以降、必要に応じてタイムリーな改正が行われている。直近においては、新規制基準の要求事項を反映した改正(文書⑧)がなされており、より理解し易い要領とするための対応が行われていることを確認した。		
(4)教育・訓練の実施および有効性評価		
◆今後の計画的な人材育成を目指し、育成ローテーション(文書⑨)が検討されている。これは、社員の専門性や人材タイプを考慮した定期的な異動ローテーションを行うことで中長期的な技術力の向上や専門性を高めることを意図したものであり、将来的にJNFL殿の人材強化に寄与することが期待される。		
◆協力会社との良好なコミュニケーションの維持や教育・研修の一体化を図る目的で設立された再処理企業協議会の活動が1年経過したのを受け、これまでの活動実績を取りまとめるとともに、当該活動に対する会員企業の受け止め方がアンケート調査された内容は、文書⑩として取りまとめられた。その結果、当該協議会は、会員間のコミュニケーションの維持・向上に有効であるとの意見が多数を占めているが、参加希望が低調な技術研修会もあり、2014年度には、会員企業のニーズ調査を行いつつ、活動の活性化を図ることが計画されている。		
(第三者監査所見)		
再処理事業部における喫緊の課題である新規制基準への適合審査に係る取りまとめ部署として精力的かつ緻密な活動を展開している。担当するいずれの活動も的確に管理・実施されている。なお、「調達管理要領」の所管部門であることから、「改善策」策定のトリガーとなった事業部大での調達管理の遵守に向けた啓蒙活動の中心的な働きを期待する。		

2013年度 第2回定期監査 部門別 監査結果（「再処理事業部」No.2）

被監査部門	品質保証部 品質保証課	
監査実施日	2014年 1月 23日	N
(実地監査)	(参照文書・記録等)	
(1)個別「改善策」項目の継続・定着状況の確認 <品質目標の設定>		
◆品質保証課は、文書①の規定により協力会社から提出される品質保証計画書の審査・承認作業を行っている。具体的には、協力会社の品質保証計画書の内容をレビューし、記載不足等の箇所がある場合には、文書②を用いて、コメントする仕組みとなっている。また、協力会社の品質保証計画書の改訂状況は文書③により確実に把握されていることを確認した。		
(2)トップマネジメントによる品質保証の徹底(マネジメントレビュー)		
◆再処理事業部における事業部長レビュー(文書④)およびマネジメントレビュー(文書⑤)の事務局としての活動が的確に実施されている。マネジメントレビューにおける社長からのチャレンジ項目も確実にフォローされている。		
(3)品質マネジメントシステムの改善に関する関連規定類への反映		
◆新規制基準に対応した全社共通の「品質保証計画書」を補完する再処理事業部固有の要求事項を取りまとめた「運用要則」の策定を目指し、品質保証標準類改正に関する説明会が開催され、活動内容の説明と作成への協力依頼が行われている(文書⑥)。当該「運用要則」は、再処理および貯蔵管理安全委員会の審議、事業部長による承認(文書⑦)の後、制定・公布されたことを確認した。		
◆品質保証標準類の整備は、記載内容を「マネジメント文書」と「マネジメント文書以外」への分離により文書区別の明確化と文書体系のスリム化を図ろうとしている。活動は、3ステップの内、現在、ステップ2(業務毎に全体が分かる細則の整理)の活動が継続中である(文書⑧)。多数の細則を統合するとの方針のもとで活動が着実に進捗しつつある。		
なお、本作業は、多大な時間と要員を要する作業であるが、再処理事業部にとって業務の効率化やトラブル低減に資する有効な活動であると考えられることから、今後の着実な進展を期待する。		
(5)社内外とのコミュニケーションの確立		
◆協力会社との良好なコミュニケーション維持の活動である品質保証連絡会(文書⑨)が1回/月の頻度で定期的に開催されている。当該連絡会では、品質保証パトロールの実施、品質保証活動の事例紹介、およびトラブル・不適合の発生状況等についての情報が報告されるなど、有益な活動として定着していることを確認した。		
(4)教育・訓練の実施および有効性評価		
(6)トラブル/不適合事象の再発防止対策の取り組み状況		
◆人的過誤による不適合の要因分析方法の説明会が定期的に開催されている(文書⑩)。今回対象とした事例(文書⑪)は、直近に発生した不適合に対する分析活動の一助として実施されたものであり、タイムリーな取組みである。		
当該研修への参加要員については、文書⑫の参加者リストによる管理が確実に行われている。また、最近の開催では、協力会社から多数の参加を得るとともに、参加メンバーの意見を積極的に聴取し、より良い研修会とするための努力が払われている。		
◆トラブル防止対策活動の形骸化を防止し、より実効性のある活動を目指し、2013年度においても第三者チェックチームによる調査活動が計画されている。その活動内容については、次回の監査時に確認したい。		
◆品質保証課は、業務改善リストの集約の事務局としての活動を展開している。各部署に対して業務改善リストの提出依頼を行うとともに、その取りまとめが確実に実施されていることを確認した。危惧される事項は観察されない。		
(第三者監査所見)		
品質保証課は、再処理事業部における品質保証システムに係る取りまとめ部門として、きめ細かい活動を推進している。特に、品質保証標準類の整備に向けての精力的な活動は評価できる。		

2013年度 第2回定期監査 部門別 監査結果（「再処理事業部」No.3）

被監査部門	安全管理部 保安監査課
監査実施日	2014年1月24日
(実地監査)	N
(7) 内部監査の実施状況	(参照文書・記録等)
<p>◆文書①に従い、2013年度の内部監査が実施されているが、当該監査のほとんどは保安監査課メンバー主体で実施されている。監査に先立って、監査チームが作成した文書②を被監査部署に事前に配布し、必要事項の記入を依頼している。その回答をもとに監査チームによる事前の打合せが行われている。監査チームによる打合せ議事録（文書③）を閲覧したが、監査の狙い目を絞るとともに監査チームの活動方針の統一が図られており、有益な打ち合わせであると判断する。</p> <p>指摘事項に対する是正処置回答書の提示を受け、その内容レビューが確実に実施されている（文書④）。また、次回監査での是正処置内容の確認が予定されるなど、是正処置の検証に向けた的確な対応が行われていることを確認した。</p> <p>◆今回、直近に発生した不適合（ロードヒータ交換工事に係る事例）に関与したJNFL殿の部署および協力会社への監査（協力会社に対しては特別監査）が実施されている（文書⑤、文書⑥）。いずれの監査も、事前のチェックリストの作成・提示および監査チームによる事前打合せが確実に実施されている。複数の指摘事項、提言事項が提起されており、今後被監査部門による是正処置と保安監査課のフォローが実施されることとなる。</p> <p>◆文書①より、第3四半期までに内部監査を実施する計画となっている。当該監査報告書は、文書⑦として取りまとめられている。その結果、報告書中には、内部監査での4件の指摘事項と11件の要望事項が提起されている。注目すべきは、調達に係る事項がその過半数を占めている点である。この傾向は、2013年度第2四半期の監査報告書でも同様であることを前回監査時に確認している。</p> <p>これまで継続してきた第三者監査の注力項目でもある「品質保証体制の改善策」策定の主要なトリガーが調達に係る事項であったことを鑑みると、しゅん工を間近に控えたこの機会に、再処理事業部全体として調達管理プロセスの遵守状況の再確認作業を行うことを期待する。</p> <p>◆新規制基準に関連し、計算機による設計解析を行う安全性評価業務について、耐震計算の誤入力に係る再発防止対策の実施状況確認のための特別監査が文書⑧のように計画され、事業部長承認のもと、関係協力会社に特別監査実施協力依頼（文書⑨）が行われている。重要な解析業務の信頼性向上させる観点からも非常に有益な計画であると判断する。</p> <p>◆内部監査員は、監査員リスト（文書⑩）により確実に管理されている。また、新たな監査員および監査員補についても確実な届出管理が行われているが、その力量維持に係る事項として改善の必要性の考慮が望まれる。</p>	
(第三者監査所見)	
保安監査課の主要業務である内部監査および調達先監査では、十分な事前準備の下、有益な指摘事項や要望事項が提起されており、有効な監査が行われている状況が汲み取れる。きめ細かいフォロー活動を通じて事業部大での品質保証システムの更なる改善に有効に機能することを期待する。	

2013年度 第2回定期監査 部門別 監査結果（「再処理事業部」No.4）

被監査部門	前処理施設部 燃料管理課	
監査実施日	2014年 1月 24日	Ta
(実地監査)	(参照文書・記録等)	
(1)個別「改善策」項目の継続・定着状況の確認 <品質目標の設定>		
燃料管理課の業務・品質目標達成活動において、新規制基準への対応、トラブル等の未然防止、保全体制の整備、および人材の育成と技術力向上等をサンプリングし、これらの活動状況について監査した。		
◆実施すべき活動項目は計画書（文書①）で明確にされ、この計画に基づく実施結果が各種管理帳票（文書②～⑧）やチェックシート等（文書⑨⑩）に反映されている。これらの活動状況より、特に、保安規定該当条項との関連付けや、3H区分の明示等、重要作業に対する注意喚起が効果的に行われ、安全確保の最優先課題に対する高い取組み姿勢を読み取ることが出来た。また、四半期毎に活動状況に対する評価が行われ、進捗の度合いに応じた、以降のアクションが明確になっていることから、PDCAサイクルに沿った活動が脈々と続けられていることが確認出来た。		
◆総論として、品質方針を具現化するための業務・品質目標達成活動は、燃料管理課における主要業務のひとつとして定着しており、この「改善策」は現在に至っても風化することなく、適切に継承されていると評価する。		
(3)品質マネジメントシステムの改善に関する関連規定類への反映		
◆燃料管理課が所管する各種社内規定やマニュアル類に対する管理状況として、このたびの新規制基準対応の関連により、マニュアル（文書⑪）他1件が新規に制定されたことを確認した。これは、再処理事業部の品質マネジメントシステムを、常に最新の状態に維持する大切な活動のひとつと言える。		
(4)教育・訓練の実施および有効性評価		
◆燃料管理課業務の委託化を念頭に置いた、コア技術力の維持・向上に係る教育・訓練等、重点取組み項目（文書⑫）に対する育成ビジョンが明確にされており、これに基づいた教育・訓練が展開されている。また、問題解決型社員の育成に係る外部セミナーへの参加実績（文書⑬）を確認したが、ひとつひとつの育成課題を地道に実行する事例より、人材育成に対する真摯な取組み姿勢が感じ取られた。		
(5)社内外とのコミュニケーションの確立		
◆協力会社と合同で行う燃料管理課安全パトロールにより、協力会社とのコミュニケーションが図られている状況をパトロール記録（文書⑭）で確認した。これは、改まった会議体ではなく、現場の安全確保という両者が共通のテーマに向けた活動だが、参加各社間の一体感の醸成が期待出来るものと評価する。また、F施設定期点検連絡会議における工程調整・確認等を通じて、協力会社各社間の意思の疎通が図られていることを、文書⑮により確認した。		
(6)トラブル/不適合事象の再発防止対策の取り組み状況		
◆発生した不適合に対しては不適合処理票が起票され、その後、不適合検討WGで諮られていることを同WG議事録（文書⑯）により確認した。同WGにおいて審議された結果、原因の特定が不明確、並びに是正処置のやり方等に関するコメントが提起され、再審議の扱いとなった。当該不適合に対しては事業部として厳格、且つ客観的な判断が下されており、適切な対応であると評価する。		
(第三者監査所見)		
新規制基準に対する課題への着実な対応と、日常業務における重点指向管理（保安規定該当条項との関連付けや3H区分の明示等）により、「安全確保の最優先」等の主要課題のみならず、全体としては計画に沿って諸活動が整齊と進められている状況を確認できた。		

2013年度 第2回定期監査 部門別 監査結果（「再処理事業部」No.5）

被監査部門	化学処理施設部 脱硝課	Ta
監査実施日	2014年 1月 24日	
(実地監査)	(参照文書・記録等)	
(1) 個別「改善策」項目の継続・定着状況の確認 <品質目標の設定>		
<p>脱硝課の業務・品質目標達成活動において、新規制基準への対応、トラブル・ヒューマンエラー防止活動の徹底、および人材の育成と技術力向上等をサンプリングし、これらの活動状況について監査した。</p> <p>◆やるべき実施項目は、SA 新規制基準対応アクションプランや各種活動計画書等（文書①～④）に記載され、計画に基づく実施結果が報告書（文書⑤～⑦）や記録類（文書⑧⑨）に的確にまとめられている。計画と実績との対比が明確であり、コメント処理票等（文書⑩）の如く、結果に至るプロセスの処置も適切である。</p> <p>また、四半期毎に活動状況に対する評価が行われ、進捗の度合いに応じた、以降のアクションが明確になっており、PDCAサイクルに沿った活動が脈々と続けられていることが確認出来た。</p> <p>総論として、品質方針を具現化するための業務・品質目標達成活動は、確実に脱硝課の主要業務のひとつとして定着しており、この「改善策」は現在に至っても風化することなく、適切に継承されていると評価する。</p>		
(3) 品質マネジメントシステムの改善に関する関連規定類への反映		
<p>◆脱硝課の関連規定類について、図書リスト（文書⑪）により、個々の規定類が最新の状態に維持されていることを確認した。また、同リストは、定期見直しの実績が分かるように運用されており、QMS 維持の観点から、適切な管理状態であると評価する。</p>		
(4) 教育・訓練の実施および有効性評価		
<p>◆各種教育訓練の年度計画（文書⑫⑬）が策定され、計画に沿った教育訓練および勉強会が実施されている。また、実施報告書（文書⑭）により、有効性の評価がなされていることを確認した。計画された教育・訓練の積み重ねと、日常業務の遂行を通じて、人材育成と技術力の向上が着々と進展することを期待する。</p>		
(5) 社内外とのコミュニケーションの確立		
<p>◆毎日の朝・夕会や各種会議体を通じ、日常的に意思の疎通が図られていることに加え、脱硝課の主催で、協力会社を交えた「ソフトボール大会および懇親会」が行われている（文書⑮）。これには家族を含めて150余名の参加者があり、広範囲での親睦を図る良い機会であると言える。</p> <p>業務上ののみならず、幅広いコミュニケーションの確立に対する脱硝課関係者の思い入れが伝わって来る。</p>		
(6) トラブル/不適合事象の再発防止対策の取り組み状況		
<p>◆発生した不適合に対しては不適合処理票（文書⑯）が起票され、適切に処置されている。不適合レベルに拘らず、不適合処理の完結が同処理票により明確化されており、木目細かな運用がなされていることを確認した。</p> <p>また、個々の不適合事例は不適合検討WGに諮られ、適宜、是正処置および予防処置の有効性レビュー等が行われている（文書⑰）。</p>		
(第三者監査所見)		
<p>業務・品質目標・労働安全衛生計画で策定された諸活動について、サンプリングした断面においては、PDCAサイクルに沿って着実に推進されている状況が観察された。また、その他の監査領域においても適切に実践されていることを確認した。全体として、改めての不安材料は見受けられない。</p>		

前回提言事項のフォローアップ状況

被監査部門	共用施設部 ユーティリティ課
監査実施日	2014 年 1月 23日

Ta

(8) 前回監査時の提言事項フォローアップ状況

前回(2013年度第1回)の監査時に提起した提言事項に対して、下記に示す対応がなされていることを確認した。適切な対応であり、PDCA展開が有効に機能している証であると評価する。

(提言事項)

～社内外とのコミュニケーションの確立～

ユーティリティ課は協力会社との意見交換会を定期的に開催しており、相互のコミュニケーションを維持する上において非常に有効な活動と言える。

今回の監査において、A社およびB社との、それぞれの意見交換会の開催状況をサンプリング

グしたところ、A社については議事録が残されており会議の内容が明らかだが、B社については公開された議事メモ等が無いので、会議の結果に関して、関係者が共通認識を持つことが必ずしも容易ではない状況であった。

双方にとって貴重な時間を割いての意見交換会であり、その重要性に鑑みて、何らかの手段により会議の結果を明確にし、関係者に周知することが望まれる。

⇒上記の提言事項に対するフォローアップとして、前回監査以降に開催されたB社との意見交換会に係る議事録(GF業務意見交換会-平成25年12月25日開催)がまとめられ、会議の結果がB社および2次協力会社に周知されていることを確認した。適切な対応であると評価する。

議事録の記載内容についても、出席者、主要議題、打合せ概要(連絡・周知・依頼事項等)が明記されており、出席した各社が発言している状況を読み取ることが出来ることから、意思の疎通が適切に図られていると言える。

また、当課が主催する協力会社とのその他定期的会議体として、協力会社懇談会(年1回)並びに設備点検に関する月例ミーティング、そして、毎日の朝・夕会が定常的に行われており、良好なコミュニケーションが確立されていると言える。

なお、上記の各種会議については特別活動ではなく、既に日常業務のひとつとして継続的に行われている状況により、QMSの基本的な考え方に基づき、会議の開催・運営要領の明文化をしておくことも有効と思われる。

添付 2

監査における 提言事項

提言事項は、より優れた運用を期待して参考的に提起するものである。採否については、被監査者に一任される。

提言事項

1	適切な調達プロセスの遵守に係る啓蒙活動の推進
関連部門	再処理事業部 計画G または 安全管理部 保安監査課
<p>保安監査課作成の2013年度第3四半期の監査報告書によれば、内部監査において4件の指摘事項と11件の要望事項の計15件の提言が行われている。この内、9件が調達プロセスの不備に係る提言である。</p> <p>提言内容をレビューすると、その多くが協力会社への調達要求事項の明確化の不備および協力会社から提示された業務仕様内容に対する検証の不徹底に係る基本的事項である。</p> <p>再処理事業部に対しては、しゅん工も視野に入っているこの時期に、過去に発生したプール水漏洩事故を思い返し、その際の教訓の一つである適切な調達管理プロセスの実践・実行を再徹底する取り組みを行うことは意義あるものと考える。</p>	

2	内部監査員の登録システム
関連部門	再処理事業部 安全管理部 保安監査課
<p>2012年度第2回定期監査(2013.2.5)時に、保安監査課に対して内部監査員の登録システムに係る提言事項を提起したところ、2013年度第1回定期監査(2013.7.8)において、「品質監査要領」中に『5年以上、監査への参加実績がない場合、監査員を解除する。』との項目が規定されていることを確認した。</p> <p>しかしながら、今回の監査時に提示頂いた「2013年度 再処理事業部 監査員登録及び監査員補届出リスト(2013.4.30)」では、上記の規定に従った対応がなされていることが確認できなかった。適切な時期に速やかに対応することが望まれる。</p>	

2013年度 第2回第三者定期監査出席者(再処理事業部)

月	日	曜日	時刻		時間	事業部	被監査部門	出席者	実施場所	
			自	至						
1	23	木	9:30	9:50	0:20	再処理事業部	全被監査部門		8A・8B 会議室	
			10:00	12:00	2:00		計画グループ			
			13:30	15:30	2:00		品質保証課			
			15:40	16:40	1:00		ユーティリティ 課			
	24	金	10:00	12:00	2:00		保安監査課	8A 会議室		
			13:30	15:00	1:30		燃料管理課			
			15:10	16:40	1:30		脱硝課			
	27	月	15:00	16:00	1:00		全被監査部門	8A・8B 会議室		